

千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金交付要綱 の補足説明

令和 7 年 3 月 3 1 日
くらし安全推進課

1 別表 1 の事業について

(1) 補助金の対象事業及び対象経費について

ア 設置目的に係る補助対象の例(要綱第 2 条 2 項)

補助対象	補助対象外
・ ひったくり、自動車盗、車上狙い等の犯罪防止 ・ 子どもの通学路の安全対策 ・ 公園の安全対策 ・ 不審者・声かけ事案の防止 ・ 商店街等における犯罪防止	・ 施設の管理目的 ・ 不法投棄の監視目的 ・ その他防犯以外の目的（いたずら防止、捨て猫対策等）

※別紙 1—1「補助事業計画書」、別紙 1—3「実績報告書」の「主な設置背景・目的」の欄は、上記を参考に記載すること。

イ 公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所(要綱第 2 条 2 項)

場所	補助対象	補助対象外
公道	・ 国道・県道・市町村道の別は問わない。 ・ 市町村が整備している歩道橋、地下通路、自由通路	
私道	・ 不特定多数の人が通行できる私道 ・ 公衆用道路として登記されている私道	・ 道路沿いに居住する住民以外の通行が制限されている私道
公園	・ 通り抜け可能で、不特定多数の人が 24 時間自由に出入りできる場所 ・ 公園利用者のための無料駐車場	・ マンション、団地等の敷地内など、原則として不特定多数の利用が見込めない公園 ・ 公園内にある建築物、設置物 ・ 公園内であっても利用時間に制限がある場所
緑地、広場	・ 通り抜け可能で、不特定多数の人が 24 時間自由に出入りできる場所	・ 私有地などで、原則として通行が制限されている場所

公共施設 (住民の 利用に供 するため の施設)		・ 公共施設建物の内部 ・ 市町村庁舎や学校等の公共施設の敷地内
駐輪場、 駐車場	・ 不特定多数の人が利用する駅前駐輪場のみ	・ 個人宅、集合団地などの特定の個人のための駐輪場・駐車場、月極及び時間貸駐車場、民間施設(店舗等)利用者のための駐輪場・駐車場

ウ 補助対象者(要綱第2条5項、別表1)

間接補助金の対象者として、事業者(県内に事業所を有する個人事業主又は法人登記若しくは商業登記をしている法人)を対象とします。

※国交付金を活用した予算措置に限ります。

エ 補助対象となる防犯カメラ(要綱第3条、別表1)

- ・ 撮影された映像のうち、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所の画像面積が2分の1以上であることを遵守してください。
- ・ 特に、間接補助分については、市町村において、十分に確認の上、実績報告書を提出してください。

※撮影対象を複数とする場合は、別紙1—1「補助事業計画書」、別紙1—3「実績報告書」の「撮影範囲」について、該当するものをすべて記載してください(例「公道、公園」)。

オ 補助対象経費の例(要綱第3条、別表1) ※要綱に記載がないもの。

補助対象経費	補助対象外経費
・ 専用柱の設置工事費 ・ 記録媒体の購入費(<u>S D カードは1台当たり2枚まで</u>) ・ 防犯カメラ設置を明示するための看板設置経費(看板は1台当たり2枚まで) ・ 共架申請費	・ 保守に係る経費 ・ 産廃処分費 ・ 修繕費 ・ <u>パソコン又はモニターの購入費及びその設置経費</u> ・ 事前調査費用、共架料 ・ 設置済みのカメラの移設費用

カ 防犯カメラ等の設置について、設置個所周辺の住民の理解が得ること
(要綱第3条、別表1、別紙1-4)

防犯カメラの稼働までに実施し、実績報告書は「実施済」としてください。

(2) 補助対象経費について (要綱第3条、別表1)

- ・ 防犯カメラの新規設置、更新設置、防犯灯については、補助上限額が異なりますので、経費を分けて把握してください。
- ・ 対象外経費を確認するため、実績報告書に、経費の内訳が分かる書類を添付してください。
- ・ 設置業者から内訳書入手する等にて、御対応ください。

(3) 補助事業の事業着手日・事業完了日について

市町村設置に係る設置工事の契約、間接補助に係る自治会等への交付決定が、県からの交付決定日以降のもののみ、補助対象経費となります。県からの交付決定日より前に設置工事の契約、交付決定しているものは補助対象外となりますので御注意ください。

ア 補助事業の事業着手日

市町村設置：設置工事の契約日

間接補助：自治会等及び事業者への交付決定日

イ 補助事業の事業完了日

市町村設置：工事完了検査日（工事完了日は不可）

間接補助：自治会等及び事業者への支払日（支払伝票の起票日は不可）

(4) 補助事業の内容の変更等があるが、知事の承認が不要な場合について

(要綱5条第1項「軽微な変更」、同条第3項「補助事業が予定の期間内に完了しない場合」)

以下の場合は、変更承認申請は不要です。判断がつかない場合は、適宜、御相談ください。

ア 変更承認申請の必要がない「軽微な変更」について

- ・ 交付決定額からの減額が20%を超えない場合（カメラの設置場所が移動する場合は、撮影する対象が変更しない場合に限る。）
- ・ 事業完了予定日が遅延する場合（年度内事業完了は遵守すること。）

イ 軽微な変更をした場合の実績報告書の書き方について

- ・別紙 1－1・1－2 は、変更の前後がわかるよう明示（二段書き又は変更前を黒字、変更後を赤字）してください。

（５）防犯カメラ等設置後の現況写真について（要綱第 9 条第 2 項）

- ・防犯カメラを設置したことがわかる写真（例：電柱の全体とカメラが写る遠撮写真）、「撮影している旨及び設置者の表示」が確認できる写真（例：電柱に貼られているステッカーを撮影）を、提出してください。
- ・「撮影している旨及び設置者の表示」は、歩行者が歩いて、防犯カメラ付近を通行する際に、目に入るものを想定しています。

（６）交付申請、実績報告に係る添付書類一覧表

- ・添付書類には、別紙 1－1、1－4 のカメラの番号、住所を記載するなど、わかりやすい表示に御協力ください。
- ・PDF ファイルを作成する際には、ある程度の分量で、まとめてください。

ア 交付申請に係る添付書類一覧表（要綱第 4 条第 2 項第 1 号）

項目	市町村設置	間接補助
(1) 防犯カメラ等の位置図（設置場所及び撮影範囲を示したもの）	・ 補助事業計画書のカメラ番号、住所を記載するなど、わかりやすい表示に御協力ください。 ・ 位置図は、鮮明なものを御提出ください。	
(2) 補助事業に係る歳入歳出予算の写し又は予算措置に関する市町村長の確約書	・ 予算書の写しについては、該当部分を下線、マーカー等で明記してください。	
(3) その他知事が必要と認める書類	・ 防犯カメラと防犯灯を一緒に設置する場合は、それぞれの経費が区分できるよう、内訳を記載した資料を添付してください。 ・ 一律に定める書類はありませんので、適宜、御対応ください。	

※「防犯カメラ等の設置場所の現況写真」は、市町村にて保存してください。

イ 実績報告書に係る添付書類一覧表（要綱第9条第2項第1号）

項目	市町村設置(直接補助)	間接補助 (自治会等及び事業者へ事前 周知を徹底してください。)
(1) 補助事業に係る の支出証拠書類 の写し	・ 工事請負(委託)契約書又は 請書の写し(約款及び 仕様書を含む一式)	・ 工事請負(委託)契約書又は 請書、発注書の写し(約款 及び仕様書を含む一式) ・ 補助金交付決定及び額の確 定通知の写し
	・ 支出命令書(支出伝票)の 写し(支払日がわかる もの) ・ 経費の内訳が確認できる 書類の写し(内訳書、見積 書等)	・ 支出命令書(支出伝票)の写 し(支払日がわかるもの) ・ 経費の内訳が確認できる書 類の写し(内訳書、見積書 等) ・ 領収書等の写し(業者から 自治会等、事業者への)
(2) 防犯カメラ等 設置後の現況 写真	・ 設置したポールを含むカメラ本体の写真(撮影している 旨及び設置者が表示されていることがわかる看板も 映すこと)	
(3) 防犯カメラに よる撮影画像	・ 設置後の防犯カメラから撮影した画像写真(補助対象の 撮影範囲が、画像全体の2分の1以上を占めること)	
(4) その他知事が 必要と認める 書類	・ 完了検査調書の写し	・ 市町村の補助金交付要綱

2 別表2の事業について

(1) 補助金の対象経費及び範囲について（要綱第3条、別表2）

ア 防犯パトロール資機材・装備品について

- ・対象経費…資機材・装備品の本体。電池がなければ使用できない資機材で、電池が付属していない場合の電池、購入元から市町村への送料

対象外経費…予備の電池、市町村から自治会への送料

- ・「その他知事が適当と認めるもの」の整備を希望される場合は、事前に県に相談してください。

イ 自主防犯団体について

- ・資機材・装備品の配布先となる自主防犯団体（5名以上）は、県の交付決定日より前に、団体として設立していることが要件となります。

(2) 補助事業の事業着手日、事業完了日について

ア 補助事業の事業着手日

資機材等に係る購入の契約を締結した日

- ※県の交付決定日より前に、市町村において、購入の契約をしたものは、事前着手となり、県補助の対象外となります。御注意ください。

イ 補助事業の事業完了日

資機材・装備品：自主防犯団体へ物品の配布が完了した日

青パト車両：自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」の記載を受けた日

ドライブレコーダー：青パト車両への取付完了を確認した日

(3) 補助事業の内容の変更等があるが、知事の承認が不要な場合について

（要綱第5条第1項「軽微な変更」、同条第3項「補助事業が予定の期間内に完了しない場合」）

ア 変更承認申請の必要がない「軽微な変更」について

- ・交付決定額からの減額が50%を超えない場合

（例）購入に係る単価、個数、品目の変更

配布先に係る団体名、品目、個数の変更

イ 軽微な変更をした場合の実績報告書の書き方について

- ・別紙2-1、2-2、2-3は、変更の前後がわかるよう明示（二段書き又は変更前を黒字、変更後を赤字）してください。

(4) 交付申請、実績報告に係る添付書類一覧表

ア 交付申請に係る添付書類一覧表（要綱第4条第2項第2号）

項目	資機材・装備品、青パト車両、ドライブレコーダー
(1) 参考見積書又はこれに代わる書類	・これに代わる書類は、商品カタログの写し等
(2) 補助事業に係る歳入歳出予算の写し等	・予算書の写しについては、該当部分を下線、マーカ一等で明記してください。
(3) その他知事が必要と認める書類	・一律に定める書類はありませんので、適宜、御対応ください。

イ 実績報告に係る添付書類一覧表（要綱第9条第2項第2号）

項目	資機材等	青パト車両 ドライブレコーダー
(1) 補助事業に係る支出証拠書類一式の写し	・物品の購入契約を締結した日がわかる書類 （例）契約書、請書、発注する旨を記載したメール本文 ・支出負担行為から支出命令までの書類一式の写し （支出命令は支払日がわかるもの） ・防犯協会が購入した物品を補助する場合は、市町村から防犯協会へ支出した支出伝票一式の写し	
(2) 警察から交付される証明書及び当該証明書に記載されている青パト車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証（自主防犯活動用自動車の記載があるものに限る。）の写し	・「自主防犯活動用自動車」の記載があること	
(3) 青パト車両の貸出に係る管理運用規程	・青パト車両を貸出する場合	

(4) ドライブレコーダー 設置後の現況写真		・車両とナンバープレートがわかる写真 ・ドライブレコーダー本体が車体（車内）に取り付けられている写真 ・映像の撮影を明示していることがわかる写真（例：「ドライブレコーダー作動中」等）
(5) ドライブレコーダー 管理運用規程		別表 2 「ドライブレコーダーの補助要件」に記載された項目が定められていること
(6) その他知事が必要と認める書類	・一律に定める書類はありませんので、適宜、御対応ください。	

3 特記事項

(1) 交付申請書の提出について（要綱第 4 条）

別表 1 の事業と別表 2 の事業の進捗が異なる場合は、別々に申請いただくことも可能です。最初に提出する事業は、第 1 号様式を、2 番目に提出する事業は、第 2 号様式を御利用ください。

(2) 実績報告の提出期限について（要綱第 9 条第 1 項）

国交付金を活用した事業であることから、実績報告書（別表 1 の事業及び別表 2 の事業とも）の提出期限は、「補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 1 月 31 日のいずれか 早い期日まで」となります。御理解、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

なお、令和 8 年 1 月 31 日までに、実績報告書を提出できない場合は、県、市町村ともに別途必要な対応を行う必要がありますので、間に合わないことが判明した時点で、速やかに県に報告してください。

(3) 本補助金の国交付金の活用について

本補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和 5 年 11 月 29 日府地創第 327 号ほか）を活用して実施する事業です。会計検査院が実施する会計検査の対象となりますので、御留意ください。